

据置型定期預金規定

1. (預金の支払時期等)
 - (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
 - (2) 前項による預金の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から証書（または、通帳）記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。
2. (自動継続)
 - (1) この預金は、最長預入期限が到来したときは自動的に前回と同一の据置型定期預金に継続します。継続された預金についても同様とします。
 - (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
3. (利息)
 - (1) この預金の利息は、解約（一部支払い）時に預入日から解約（一部支払い）日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」という）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。ただし、当初預け入れ金額が300万円以上の場合で、一部支払いにより残高が300万円未満となった場合は、以後の利息については当初預け入れ時点の300万円未満の利率が適用されます。

①	6か月以上1年未満
②	1年以上1年6か月未満
③	1年6か月以上2年未満
④	2年以上2年6か月未満
⑤	2年6か月以上3年未満
⑥	3年以上4年未満
⑦	4年以上5年未満
⑧	5年

- (2) 継続後の預金についても第1項と同様の方法によります。
 - (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組み入れます。
 - (4) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または継続日の前日までの日数について解約日または継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および定期預金共通規定第9条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
4. (関係規定の適用)

この取扱いに定めのない事項については、当行の定期預金共通規定により取扱います。

以上